

●特別貸与による奨学金の返還と返還免除に関する規程

昭和33年11月 7 日

達第298号

改正 昭和36年 7月 1 日達第358号

昭和37年 3月 27日達第388号

昭和45年11月 14日達第571号

昭和51年10月 1 日達第663号

昭和52年 1月 13日達第672号

昭和57年10月 29日達第748号

昭和58年 2月 15日達第752号

廃止 昭和59年 8月 29日達第763号

特別貸与による奨学金の返還と返還免除に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本育英会奨学規程（以下「奨学規程」という。）第17条の2および第29条の規定にもとづき、特別貸与による奨学金（以下「特別貸与奨学金」という。）の返還と返還免除について定めたものである。

2 特別貸与奨学金の返還と返還免除については、この規程に定めるもののほか、奨学規程の定めるところによる。

(一般貸与相当額の返還)

第2条 特別貸与奨学生であつた者は、特別貸与奨学金のうち、その貸与期間中一般貸与による奨学金を受けたものと仮定した場合における奨学金の額（奨学金の月額が2種あるときは、その大きい方の月額を受けたものと仮定して計算した額）に相当する額（以下「一般貸与相当額」という。）を、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に返還しなければならない。

2 前項の返還は、年賦，半年賦，月賦またはその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。

(一般貸与相当額を控除した残額の返還)

第3条 特別貸与奨学金から一般貸与相当額を控除した残額は、一般貸与相当額の最終の割賦金の返還期限後5年以内に、前条第2項の返還方法と同一の方法により返還しなければならない。

(一般貸与相当額を控除した残額の返還免除)

第4条 特別貸与奨学生であつた者が、特別貸与奨学金のうち、一般貸与相当額を、第2条の規定による最終の割賦金の返還期限までに返還したときは、その特別貸与奨学金の残額の返還を免除する。

(不適格事由による返還)

第5条 特別貸与奨学生であつた者が、奨学規程第15条の規定により奨学金借用証書提出前または提出後に次の各号に掲げる事由の一に該当したときは、前3条の規定にかかわらず、その特別貸与奨学金の全額または特別貸与奨学金の返還未済額の全

額を第2条に規定する一般貸与相当額の返還と同一の期限内に同一の方法により返還しなければならない。

- (1) 本人またはその保護者（親権を行う者または後見人をいう。）の不正の行為により特別貸与奨学金を受ける認定を受けたこと
  - (2) 特別貸与奨学金を受けた後退学を命ぜられたこと
  - (3) 正当の事由がなくして一般貸与相当額の返還を著しく怠ったこと
  - (4) 禁こ以上の刑に処せられたこと
- （割賦金）

第6条 第2条，第3条または前条の規定による特別貸与奨学金の返還の割賦の金額は，次の各号に定めるそれぞれの額を下つてはならない。ただし，特別の事由があるときはこの限りでない。

- (1) 一般貸与相当額については，次の表に定める額

一般貸与相当額	割賦金の年額
200,000円以下のもの	20,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	30,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	40,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	50,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	60,000円
700,000円を超え800,000円以下のもの	70,000円
800,000円を超え1,000,000円以下のもの	80,000円
1,000,000円を超え1,200,000円以下のもの	90,000円
1,200,000円を超え1,400,000円以下のもの	100,000円
1,400,000円を超え1,600,000円以下のもの	110,000円
1,600,000円を超え2,000,000円以下のもの	120,000円
2,000,000円を超え2,600,000円以下のもの	130,000円
2,600,000円を超えるもの	総額の20分の1

- (2) 一般貸与相当額を控除した残額については，年額15,000円
  - (3) 前条に該当するものについては，その特別貸与奨学金の全額を「一般貸与相当額」として第1号の規定を準用して得られる額
- （繰上返還）

第7条 特別貸与奨学金は，いつでも繰上げ返還をすることができる。

（一般貸与相当額の計算）

第8条 一般貸与相当額は，特別貸与奨学生であつた者の特別貸与に係る貸与期間の月数を，その期間中における一般貸与による奨学金の月額（奨学金の月額が2種あるときはその大きい方の月額。以下同じ。）に乗じて得た額とする。

- 2 前項の一般貸与による奨学金の月額に異動があつたときは，特別貸与に係る貸与期間を，その異動ごとに区分し，その区分せられた期間の月数を，当該期間中の一般貸与による奨学金のそれぞれの月額に乗じて得た額を合計した額とする。

(死亡または心身障害による返還免除との関係)

第9条 奨学規程第23条から第25条までの規定により、特別貸与奨学生または特別貸与奨学生であつた者の死亡または心身障害による特別貸与奨学金の返還を免除する額を定めるときは、次の表の左欄に掲げる返還区分に応じ、同表の右欄に掲げるそれぞれの額についてこれを行うものとする。

返還区分	返還免除の算定基礎額
第2条の一般貸与相当額または第3条の一般貸与相当額を控除した残額を返還する者	一般貸与相当額の返還未済額および一般貸与相当額を控除した残額の返還未済額
第5条の不適格事由により返還する者	特別貸与奨学金の返還未済額

(一般貸与相当額が返還免除された場合の第4条の適用)

第9条の2 一般貸与相当額のうち、奨学規程第23条から第25条までまたは同規程第28条の規定により返還を免除せられた額は、第4条の規定の適用については、その免除のあつた時に返還されたものとみなす。

(返還免除の決定)

第10条 第4条の規定による特別貸与奨学金の返還免除は、本人、相続人または連帯保証人からの願出により、その内容を審査の上これを行う。

2 前項の規定により返還免除に関し、審査決定したときは、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

(実施細目)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和33年4月25日から適用する。

附 則 (昭和36年7月1日達第358号)

この改正規程は、昭和36年7月1日から施行し、昭和36年5月17日から適用する。

附 則 (昭和37年3月27日達第388号)

この改正規程は、昭和37年3月27日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。

附 則 (昭和45年11月14日達第571号)

この改正規程は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、昭和46年3月31日以前の貸与契約により貸与を受けたものに係る返還の割賦金の額については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和51年10月1日達第663号) 抄

(施行期日)

第1条 この改正規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年1月13日達第672号)

この改正規程は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年3月31日以前の貸与契約により貸与を受けたものに係る返還の割賦金の額については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年10月29日達第748号）

この改正規程は，昭和57年10月29日から施行し，昭和57年10月 1 日から適用する。

附 則（昭和58年 2 月15日達第752号）

この改正規程は，昭和58年 4 月 1 日から施行する。ただし，昭和58年 3 月31日以前の貸与契約により貸与を受けたものに係る返還の割賦金の額については，改正後の第 6 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。